

申請前に要チェック!

安心安全のまちづくり事業活動配分 対象・対象外の判断目安 Yes/Noチャート

※あくまで目安です。

申請者は任意団体、自治会等地域団体等で、会則等に即って会の運営がなされ、
会の意思を民主的に決定する組織を有していますか?

Yes

No

特定の個人的活動と思われるものは配分対象外です。
(代表者一個人の判断で会の意思を決定する団体は、
たとえ「〇〇会」と名乗っていても個人的活動と判断せざるを得ません。)

事業ごとの収支計算だけでなく、会全体の1年間の会計を決算し、会の財産状況を明らかにしていますか?
(収支を記録し、領収書等を適正に保管し、1年間の収支総額・繰越金状況・預金残高等を明確に示せますか?)

Yes

No

財産管理の状況等が不十分な団体は配分対象外です。
(たとえ小規模なボランティア団体であっても、配分金を託すためには、
財産状況等をオープンにできる透明性や公益性が必要です。)

申請する内容は、地域住民主体の安心安全のまちづくり事業ですか?

Yes

No

他団体・下部組織への助成や会員、構成員等同士の親睦のみを目的
した団体等の活動費、自治会等の維持費は対象外です。

申請する内容は、行政からの委託事業以外の事業ですか?

Yes

No

行政からの委託事業は配分対象外です。

今回の申請事業は、連続受配3年目以内ですか?(1事業ごとにカウントする。)

Yes

No

1事業につき連続3年を超えて受配できません。

配分上限額は、1申請者あたり8万円です。

なお、実際の配分の可否は、ヒアリング調査等を行い、事業の必要性・緊急性等を検討して決定しますのでご了解下さい。